

< 川越市 >

川合善明市長 原告の「3件団子裁判」

「被告・小林市議」「住民訴訟原告市民4名」「市民女性A氏」

事件はそれぞれの大詰めへ！

8月26日午前11時、川合市長を原告とする3件の裁判が、いつもの通り、さいたま地裁・川越支部で開廷した。本紙が「川合3件団子裁判」と揶揄する川合市長の市民に対するスラップ訴訟である。

法廷の入口には「本日の事件」という掲示板があり、その日に開かれる裁判の開始予定時刻と事件番号・事件名、原告・被告と代理人弁護士と判事の氏名が記された書面が貼り出される。しかし、いつもなら、ここに「川合3件団子裁判」が掲示されるどころ、この日は「原告・川合善明」の裁判は2件しか表示されていない。川合市長が小林薫市議を訴えた事件と、住民訴訟の原告4名を訴えた事件の2件である。3つめの団子たる、市民女性A氏が訴えられた事件が掲示されていない。

その理由は、この事件だけが「弁論準備手続」という、いわゆる非公開での裁判となったからである。法廷での、傍聴人を前にしての裁判ではなく、裁判所別館の一室で、裁判長、左陪席裁判官と原告・被告だけで行う非公開のものなので、「本日の事件」には掲示されないのである。

今回は、川合市長原告3件団子裁判ならぬ2件裁判と1件の非公開裁判のレポートをお送りする。

被告・小林市議の名誉毀損裁判が結審

この日の法廷の最初の事件は「原告・川合善明」が小林薫川越市議を被告として訴えた名誉毀損事件である。原告席に川合市長と代理人・坂本慎

二弁護士、被告席に小林市議と代理人・清水勉、出口かおり両弁護士という、いつもの布陣が相対したわけだが、いかに個人としての裁判にせよ、ほぼ毎回法廷に姿を現す「市長」も珍しいだろう。二転三転する政府のコロナ無策に苦しめられ続ける市民をよそに、自分個人の裁判を立て続けに起こしては代理人弁護士がいるというのに、川合市長はまるで市長たる優越感に浸り、またその権力を誇示したい見なのか、法廷には欠かさずやって来る。もちろん、どの裁判も市長の公務時間中のことである。

そもそもコロナ禍に喘ぐ市民を相手取っての裁判を続けることが市長として異常である。提訴の時にコロナ現出前であっても、現在の国家的な事態を迎えたなら、この争いの不毛に気がつき訴えを取り下げるべきが、市長たる者のあるべき姿だからだ。なにしろ原告・川合市長の訴えは、住民訴訟の原告となって「市長」の自分を訴えた市民の行為が不法だという「トンデモ訴訟」であり、元から裁判で争う合理性が皆無の、単なるスラップ（嫌がらせ）訴訟である。だが「おれ様市長」川合善明氏は、私怨晴らしのためなら公務も市民の苦境も一切意に介さず、自分の主張の非常識さを恥じることもなく暴走し続ける。

この日も、いつものように原告席に座った川合市長は、いつものように法廷のあちこちに視線を移動させ、だが誰かと目線が合って相手が視線を跳ね返すと目をそらし、かと思えば突然、ガクンと首をうなだれて真下を向いたり被告席の小林市議を凝視しているように見えて、その後ろの壁面に茫洋とした目線に向けては裁判官の入廷を待っていた。

やがて開廷時間となり、これまたいつものように齋藤憲次裁判長が2人の陪席判事を引き連れて登場した。原告・被告共に準備書面を提出していたが、これが最後の弁論になることは少なくとも双方の代理人は理解していたことである。川合氏の内心だけはだれにも計り知れないが。

想定のとおり、齋藤裁判長は準備書面の提出により「ということで、結論でよろしいですね」と進め、弁論はこれで終結して審理は終了。次回は判決言い渡しとなる。

小林市議のブログや議会発言を名誉毀損と判断するかどうかは判決の主文に直結することになるが、本紙には同じ齋藤憲次裁判長による「コレクト行政！名誉毀損事件」での不当判決の記憶が新しい。市長という公人の後

援者への利益供与疑惑を告発した記者会見を名誉毀損だとした「齋藤判決」は、公益目的のジャーナリズムを否定するに等しいもので、齋藤裁判長は、「権力に声を挙げる市民」を嫌うタイプの裁判官であることは、はっきりしている。今回、小林市議が訴えられた内容は、「コレクト行政！」が敗訴した裁判で問題とされた本紙チラシに関係するものだけに、どのような判断が下されるかが注目される。

本事件の判決は10月7日1時10分に言い渡される。

裁判長、原告・川合善明氏の被告尋問を却下！

次の、住民訴訟原告団のうちの4名が川合氏から訴えられている事件の裁判では、齋藤裁判長は一転、川合市長の被告本人尋問申請を「関連性がないものと考えられますので却下いたします」と却下した。傍聴していた本紙記者は胸中で思わず裁判長に拍手を贈った。おおむね裁判所というところは権力に肩入れするものだとばかり思っていたが、増長し過ぎた権力者にはピシヤリと突っぱねることがあるのだと奇妙な感動さえ覚えた。

原告・川合氏は「不当な目的で住民訴訟を行えば違法行為になるのだ」と主張していた。しかし「不当な目的」とは具体的になんだというのか？

川合氏にとっての「不当な目的」とは、要するに「おれ様に逆らうことが不当な目的」ということになるのかも知れないが、そもそも本事件で川合氏から訴えられた住民訴訟原告市民の4人は「川越市＝川合善明市長」を訴えたのであって川合氏個人を訴えたのではない。

つまり、住民訴訟という裁判の形態からしても、川合氏個人に対して不法行為にはなり得ないということ、被告側代理人・清水・出口両弁護士は改めて準備書面に理論的に書いて裁判所に提出している。

一方の原告・川合氏の主張は到底理論的とは言えない。

本紙がこれまで報じてきたように、川合氏が本事件の提訴にあたって住民訴訟原告市民22名の中から選抜した市民4人は、川合氏の裁判での主張によれば、元埼玉県議・渋谷実氏と親しい人たちばかりである。川合氏は渋谷氏に対する敵意と憎悪を市民4人に向けたことを裁判で堂々と公言しているのである。

川合氏が主張する住民訴訟の「**不当な目的**」を持つ市民がいるとするならば「**渋谷氏の仲間だから不当**」という、漫才のネタにもならない失笑ものの言い分ということになる。仮に渋谷氏と親しい市民が、川合市長の不正疑惑をもって住民監査請求をし、住民訴訟を起こしたとしても、それが「**不当な目的**」になるはずがない。

起こした住民訴訟は1件だけなのに「**不当な目的**」を持った人は違法で、そうでない市民は適法だということは、法律的に成り立たない。だから、被告各自に「**不当な目的**」があるかないかを証人尋問で明らかにする必要がないどころか、意味がないのである。裁判所はこのことをわかったのだろう。川合氏による証人尋問の申請を却下した。

原告側は、どういう動機や目的で住民訴訟を行ったかを聞く目的で、証人尋問をしようとしていたというのだが、どう考えてもそれは川合氏が、裁判という場を利用して渋谷氏と親しい市民4人に圧力を掛けようとする意図だったとしか思えない、牽強付会かつ悪質な攻撃の仕方だ。

被告側は、住民訴訟では（川合）川越市長＝川越市が被告になっていて、川合氏は川越市の代理人弁護士に自分の言い分をすべて伝え、裁判で主張してもらえばよく独自に補助参加する必要がなかったのだから、個人的な損害を生じていないと主張した。裁判長は、原告側でこの点について反論等があれば準備書面を提出するようにと川合氏に告げ、本件裁判の弁論は続行になった。清水弁護士の感触では**結審は近い**だろうという。

この裁判の**次回弁論期日**は10月21日11時、法廷は同じくさいたま地裁・川越支部である。

弁論準備手続 = 非公開裁判に場を移した「市民女性A氏」事件

これまで同じ法廷、同じ裁判長、原告・被告ともそれぞれの代理人も同じで、常に同じ期日で弁論が進められていた、すべての原告が川合善明氏という「**3件団子裁判**」は、この日、ついに団子を貫いていた串が抜けたように、各事件がそれぞれの大詰めに向かって転がっていった。

冒頭に記した小林市議の名誉毀損裁判は審理終結となり、10月7日に判決言い渡しが確定した。そして住民訴訟原告市民4名の裁判も、初めて他の事件とは異なる期日で次回の弁論となった。

そして、本紙社主・松本が「弁護士・川合善明氏」を埼玉弁護士会に懲戒請求したことに對して反論した川合氏が、その書面の中で唐突かつ意味もなく「市民女性 A 氏」の名を引き合いに、彼女があたかも元埼玉県議・渋谷氏と情実関係にあったかのような記述をした。

「市民女性 A 氏」は川越市の民生委員の経歴があり川合市長と面識もあったが、住民訴訟原告にも名を連ねている。川合氏にとっては自分の仇敵・渋谷氏に近く、住民訴訟にも参加した「市民女性 A 氏」を、ただそれだけの動機でスラップ（嫌がらせ）訴訟の標的にしたのだろう。

一方、渋谷氏との関係を邪推され、それを弁護士会に提出されていたことを知った「市民女性 A 氏」は、本紙社主・松本に「弁護士・川合善明氏」から自らが受けたセクハラ事案を打ち明け、松本はその内容を懲戒請求書面に記載した。すると川合氏は「A 氏は虚偽の告発で松本を手足のように使い、懲戒請求させた」ことが不法行為だとして、「市民女性 A 氏」だけをさいたま地裁に提訴した。これが本事件の発端である。

本紙では（飽き飽きするほど）幾度となく報じてきた事件だが、初めて本稿でこれを知った読者なら一様に「は？」と首を傾げるかもしれない。もしくは「このネット新聞、誤記だらけじゃないか？懲戒請求者は松本って人だろ？川合市長はなんで松本を訴えてないんだよ？」と言われても不思議ではない。まさしくその通りで、川合氏は本紙社主・松本には攻撃の照準を合わせず、「市民女性 A 氏」の松本に対する私的な告白をスコープに捕まえて引き金を弾いたのである。ともあれ、この「市民女性 A 氏」事件も「3 件団子」から切り離され、しかも今回は「弁論準備手続」という、一般傍聴ができない密室での裁判に移された。

非公開裁判は、裁判官席が原告・被告と傍聴席を見下ろすような劇場型の法廷ではなく、ごく一般的な、それも狭い部類の会議室で行われる。

どこの裁判所でも大抵、10 人掛け程度の丸テーブルに裁判官、原告・被告（それぞれの代理人）が着席して、同じ目線で話し合うというスタイルなので、裁判長が入廷する際に全員が立礼するような儀礼的な法廷とは雰囲気まったく異なる。裁判官は法服を着ておらず、原告・被告も、ここではある意味、ざっくばらんに話を進める場なのだ。

この「弁論準備手続」を齋藤裁判長に申し入れたのは、被告代理人・清水・出口両弁護士だった。これまで傍聴人を前にした公開裁判で進めてきた本件事件を、なぜ、非公開裁判にシーンを移したのか、その理由を両弁護士が話してくれた。

出口かおり弁護士

「今回、私たちが弁論準備手続をやるべきだと言ったんですよ。原告の主張は、法的に成り立たないものを書面に、次々と書いてくるんです。公開法廷で、このような主張は成り立たないと言う裁判長もいるんですけど、齋藤憲次裁判長は言わなかったんです。だから原告は、あれも違法だ、これも違法だと何でもかんでも言い出しています。挙句の果てには、市民女性A氏を法廷に呼び出して尋問するんだとまで言い出しています。

普通、民事裁判で証人尋問するからには、主張を整理してから行うものであり、何でも主張すれば裁判所は取り上げるというものではないんですよ。やってはいけないんですよ。お互いに言いつ放しじゃなくて争点整理、主張整理をしなければいけません。こちら側が前回提出した書面で、争点整理をしてくださいと言ったんです。そうしたら裁判長が弁論準備手続をやろうということになったんです。丸いテーブルになって話しをすると、話が具体的になっていくんですよ。

今日は、市民女性A氏のやったことの何が違法だということを、この裁判で原告は主張しているんですか？ということのを改めて裁判長から確認が行われたんです。その過程で、松本さんの懲戒請求が不法行為だと主張しないということでもいいですかと、書面を出して確認したんです。」

清水勉弁護士

「主張しないというのは、松本さんを訴えないのか？という意味じゃないんです。2人が違法行為をしていて、片方だけを訴えるというのはあるんですけど。A氏がB氏に伝えたことが違法じゃないなら、B氏がC氏に伝えたことも違法じゃないということになるんですよ。」

清水弁護士の解説を判りやすく図で示せば、川台氏の主張は次のようになる。

A・市民女性A氏 → B・本紙社主 → C・懲戒請求(埼玉弁護士会)
違法行為 正当行為

A(市民女性A氏)が、B(本紙社主・松本)に川合氏の行状を話した行為は違法だが、それをC(埼玉弁護士会)に告発した松本の行為は、正当だから訴えないというのであれば、まったく不可解な理屈である。

「団子」ならぬ言葉を喉に詰ませた？原告「川合弁護士」の沈黙

いずれにせよ、公開法廷でも次から次に主張を投げ込む川合氏は、ややフランクに裁判長や被告代理人とも話が出来る非公開の「弁論準備手続」となれば、さぞや新たな主張を雄弁に語ったであろうと思いきや、この密室で、川合氏は、裁判長からの「ある質問」に言葉を詰ませたという。

清水・出口両弁護士が続けて非公開裁判の様子を、言える範囲だけ教えてくれた。

清水勉弁護士

「原告(川合氏)の隣りに座っていた原告代理人弁護士が、「市民女性A氏は松本さんを“使者”として使っている」と言いました。私は松本さんの姿を思い浮かべて、え、あの松本さんが市民女性Aの使い走りですか、と言いかけると、裁判長も“使者”ですか？と疑問をはっきり口にしていました」

出口かおり弁護士

「どう考えても懲戒請求者は松本さんですよ。松本さんの名義でやっているものを、松本さんが“使者”っていうのは…裁判所も、さすがに法律実務家としてそれには疑問を呈するわけなんですよ。

今回の弁論準備手続は、原告の主張が如何に未整理かということを示したんです。こちらから、松本さんが懲戒請求したことが不法行為であるとの主張はしないのか？と尋ねると、川合氏や坂本弁護士は黙り込んでしまい、はっきり答えられなかったのです。「主張しない」とはっきり答えてしまうと、今後、自分たちが裁判で不利になることを感じ取ったのだと思います。沈黙を続ける川合氏。

坂本弁護士がやっと、「検討して書面を提出する」と答えました。

原告側にそう言われると、裁判所としては、わかりましたと答えるしかありません。他方で、被告であるこちら側は、次回までに準備することは特にありません。



それにしても暴挙と言って過言ではないほど、市民や市議を相手に訴えを連発する川合氏が、ここに及んでさえ本紙社主・松本を訴えない理由とは何であるのか？

出口弁護士の、松本が懲戒請求したことを不法行為だと主張しなければ本件裁判では不利になると、川合氏と坂本弁護士は気がついたのだろうという分析は理解できる。だがそれは「この事件」での話であって、そもそも川合氏は最初から本紙社主・松本を被告として訴えれば良いだけのことではないか？

それが川合氏の様子を聞いていると、まるで喉に餅の団子を詰まらせたごとく返答に躊躇する姿が目浮かぶではないか。

バラバラになった「3件団子裁判」最後の「市民女性A氏」事件の次回期日は、10月11日午後2時からだが、今回と同じように弁論準備手続のため非公開で傍聴はできない。

本紙では引き続き、それぞれの事件の行方をお伝えしていく。